

大通達甲（警務）第24号
大通達甲（総務）第2号
大通達甲（情管）第25号
令和5年9月28日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

個人情報の管理に関する規程の解釈及び運用について（通達）

大分県公安委員会における個人情報の管理に関する規程（令和5年大分県公安委員会規程第1号。以下「規程」という。）及び大分県警察における個人情報の管理に関する規程（令和5年大分県警察本部訓令第20号。以下「訓令」という。）の解釈及び運用について下記のとおり定めたので、個人情報の適切な管理に努められたい。

なお、「個人情報の管理に関する規程の解釈及び運用について」（令和4年4月1日付け大通達甲（警務）第4号、（総務）第1号、（情管）第16号）は、廃止する。

記

第1 総則

1 趣旨（規程第1条及び訓令第1条関係）

個人情報保護法制の一元化に伴い、令和5年4月1日以降、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規律が地方公共団体に適用され、個人情報保護法第66条において保有個人情報の安全管理措置を講ずべき義務が規定されるとともに、個人情報保護委員会が事務対応ガイドにおいて「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を示した。

規程及び訓令は、こうした状況を踏まえ、保有個人情報の安全管理等のために必要な措置について定めたものである。

2 定義（規程第2条及び訓令第2条関係）

個人情報保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）における主な用語の定義は、次のとおりである。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他

の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号

次のア又はイのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条に掲げるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 保有個人情報

行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。

(4) 個人情報ファイル

保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前記アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(5) 行政機関等匿名加工情報

個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に情報公開条例に規定する不開示情報が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

(6) 個人番号

住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(7) 特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

第2 管理体制

1 保護管理者（規程第4条及び訓令第5条関係）

(1) 保有個人情報等の「管理」とは、個人情報の収集、利用、提供、保管から廃棄に

至る一連の過程をいう。

- (2) 保護管理者（個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う所属の長に限る。）は、特定個人情報等を取り扱う事務ごとに、従事する（特定個人情報等を取り扱うことができる）職員を事務取扱担当者に指名するものとする。この場合において、ある所属に特定個人情報等を取り扱う事務としてA事務及びB事務があり、職員甲が特定個人情報等を取り扱う事務に従事する職員としてA事務について指名を受けたが、B事務については指名を受けていないときは、職員甲は、B事務の事務取扱担当者とはならないことに留意するものとする。

なお、事務取扱担当者は、一般的には、特定個人情報等の収集から廃棄までの事務に従事する全ての職員が該当する。もっとも、担う役割に応じて、定期的が発生する事務や中心となる事務を担当する職員に対して講ずる安全管理措置と、書類を移送するなど補助的に一部の事務を行う職員に対して講ずる安全管理措置とは、通常異なると考えられる。

- (3) 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う事務について、規程及び訓令を踏まえた事務処理の手引、マニュアル等の整備又は見直しを行うものとする。

2 監査責任者（訓令第7条関係）

本条に規定する監査については、監査責任者（警務部長）の指示の下に、警務部警務課において企画・立案の上、実施するものとする。

第3 教育研修（訓令第8条関係）

- 1 総括責任者の責任の下、職員並びに保護管理者及び保護担当者に対し、関係法令及び訓令を遵守させるための教育研修を企画・運営するものとする。

なお、特定個人情報等の取扱いについては、一般の個人情報よりも厳格な保護措置が定められていることから、事務取扱担当者がその理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うことが重要であり、個人情報保護委員会が定めるガイドラインでは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者は、おおむね1年ごとに研修を受けるものとされている。

- 2 教育研修は、職場研修等の機会を捉えて、実施することが考えられる。
- 3 保護管理者は、教育研修への参加の機会を付与するとともに、研修未受講者に対して再受講の機会を付与するなどの必要な措置を講ずるものとする。

第4 職員の責務（規程第5条及び訓令第9条関係）

個人情報保護法及び番号法には、情報漏えい等について罰則が設けられているが、これに加えて規程及び訓令に違反した職員に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分等を行うことを改めて明らかにしたものである。

規程及び訓令において、「しなければならない」及び「してはならない」と規定されている事項に職員が違反した場合は、所要の対応が行われることとなる。

第5 保有個人情報等の取扱い

- 1 アクセス制限（訓令第10条関係）

- (1) 「アクセス権限」とは、コンピュータシステム上で、プログラムの実行やデータの参照、追加、変更、削除等ができる資格をいう。
- (2) 特定個人情報等は、一般の保有個人情報よりも厳格な保護措置が番号法で定めら

れているが、一般の保有個人情報であっても、情報の性質により、特定個人情報等と同等又はそれ以上の保護措置が求められる場合がある。

例えば、「個人番号を含まない病歴」は、一般の保有個人情報に該当するが、その中には、本人にとって非常に秘匿性の高い情報が含まれ、それらが公になることによって、個人の社会生活に大きな影響を与える可能性が高いものもあり、それらの情報は当然に厳格な保護措置が求められる。

したがって、保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等を考慮した上で、指定した事務を遂行するために必要最小限のアクセス権限を職員に与え、かつ、定期的に見直すものとする。

なお、保有個人情報が情報システムに保管されているときは、原則として、当該情報システムの管理者がアクセス制御するものとする。

また、特定個人情報等に係るアクセス制御としては、次に掲げるものが考えられる。

ア 個人番号とひも付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。

イ ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

- (3) 職員は、本条第1項の規定により、保護管理者から保有個人情報等を取り扱うに当たって、必要最小限のアクセス権限を付与されており、付与されたアクセス権限を超えて保有個人情報等にアクセスすることは、個人の権利利益を侵害するおそれから、同条第3項の規定は、仮に技術的にアクセス可能な状態であっても、権限の範囲を超えたアクセスを禁止したものである。

2 複製等の制限（規程第6条及び訓令第11条関係）

- (1) 本条は、内部不正（悪意のない場合を含む。）による情報漏えい等を防止するための措置について規定したものである。

- (2) 第1号は、保有個人情報等を不必要に複製した場合は、管理が不適切となり、漏えいのリスクが高まること等から、保護管理者は、職員が保有個人情報等が記録されている文書、電算処理ファイル及び電子媒体等（USBメモリ、スマートフォン、パソコン、デジタルカメラ等）を複製する場合には、秘匿性等に応じてあらかじめ又はその都度指示する旨を規定したものである。例えば、職員が病歴が記載された文書を複写機で複製する場合に、その都度保護管理者の指示に従うよう、あらかじめ職員に周知徹底しておくこと等が考えられる。

なお、電算処理ファイルや電子媒体等に含まれる保有個人情報等は、漏えいした場合には、データの突合、照合等による個人の権利利益の侵害のおそれから、保護管理者は複製の限定に当たって必要性等を十分考慮するものとする。

- (3) 第2号は、電子メールやファクシミリの誤送信による保有個人情報等の漏えい等を防止するために規定したものである。

なお、秘匿性の高い保有個人情報等を電子メールで送信する場合は、暗号化したものを添付するなどの措置を講ずるものとする。その他、文書等の誤送付・誤送信を防止するため、文書送付先の宛名を複数職員で確認したり、電子メールで送信を行う場合にはBCC（Blind Carbon Copy）で行うことを徹底するものとする。

- (4) 第3号は、保護管理者は、保有個人情報等が記録されている文書や電子媒体の外

部への送付や持ち出しに当たって、秘匿性等に応じて鍵付きのアタッシュケースで持ち運んだり、保有個人情報等に暗号化等の措置を講ずるよう指示する旨を規定したものである。

- (5) 第4号については、私物の電子媒体の持込禁止等が該当するものとして考えられるが、ICT（情報通信技術）の進歩等によって「保有個人情報等の適正な管理に支障を及ぼすおそれのある行為」は変わり得るので、保護管理者は、継続的に制限を見直すものとする。

3 誤りの訂正（規程第7条及び訓令第12条関係）

個人情報保護法第65条は、不正確な個人情報が利用されることによる個人の権利利益の侵害を防止するため、行政機関の長等に保有個人情報の正確性の確保の努力義務を課している。言い換えれば、行政機関の長等は、保有個人情報の内容に誤り等（書き間違い、入力ミス、不完全な又は古いため誤解を生じさせる記録等）を発見した場合は、保有個人情報の利用目的に即して保有個人情報を訂正するよう努める義務を負っている。

本条は、職権による訂正の流れについて確認的に規定したものである。

なお、訂正の方法は、保有個人情報等の内容、文書の種類等に応じ、適切な方法により行うものとし、その方法については、次のような方法が考えられる。

- (1) 誤っていた保有個人情報等を完全に消去した上で、新たに記録する。
- (2) 誤っていた保有個人情報等を二重線で抹消し、その上に朱書き等で新たに記録する。
- (3) 誤っていた保有個人情報等の下線を引くなどの方法で誤り等の箇所を明示した上、当該保有個人情報等が誤っている旨及び正確な内容を余白に記録し、又は別紙に記載して添付する。
- (4) 記録されている保有個人情報等が誤っている旨及び正確な内容を記載した資料を添付する。

4 地方公共団体等行政文書及び電子媒体の管理等（規程第8条及び訓令第13条関係）

- (1) 本条は、保有個人情報等が記録されている地方公共団体等行政文書（以下「公文書」という。）や電子媒体からの情報漏えい等を防止するため、保管場所を定めるとともに、特に重要な特定個人情報等が記録された公文書や電子媒体については、耐火金庫等に保管し、施錠することを求めたものである。

- (2) 保有個人情報等を前記(1)の定められた場所の外へ送付し、又は移動させる場合は、庁舎内での移動等であっても、紛失・盗難等に留意する必要がある。特に、特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法としては、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用等が考えられる。

また、特定個人情報等が記載された公文書を安全に持ち出す方法としては、封緘、目隠しシールの貼付を行うこと等が考えられる。

5 誤送付等の防止（規程第9条及び訓令第14条関係）

個人情報保護法第66条第1項は、保有個人情報の漏えい等の防止のための必要な措置を義務づけているが、保有個人情報等を含む電磁的記録又は公文書若しくは電子媒体の誤送信・誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載は、保有個人情報等の漏えいに該当するものであり、本条はそのことを確認的に規定したものである。

6 廃棄等（規程第10条及び訓令第15条関係）

- (1) 個人情報保護法第61条第2項は、利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有を禁じていることから、不要となった保有個人情報等の確実かつ速やかな廃棄等が必要であり、本条はそのことを確認的に規定したものである。
- (2) 「不要となった場合」とは、公文書の保存期間が経過したり、事務の遂行上利用する必要がなくなった場合等をいう。保存期間が経過していない公文書に記録された保有個人情報は、保存期間が経過するまで情報漏えい等を起こさないよう適切に管理する必要がある。
- (3) 保有個人情報等の復元又は判読を不可能とする確実な方法としては、公文書に記録されたものにあつては復元不可能な程度に細断できるシュレッダーの利用、焼却又は溶解が、電子媒体にあつてはデータ復元用の専用ソフトウェア、プログラム、装置等を用いたとしても復元できない状態にすること又は物理的に破壊すること等が考えられる。
- (4) 特定個人情報等が記録された電子媒体又は公文書を廃棄した場合は、その記録を保存するものとする。

また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に廃棄したことを証明書等により確認するものとし、個人番号又は特定個人情報ファイルを削除した場合も同様とする。

7 保有個人情報等の取扱状況の記録（訓令第16条関係）

- (1) 保有個人情報等の「取扱いの状況」とは、保有個人情報等の種類、利用目的及び取扱所属並びに責任者、アクセス権を有する者等に関する収集、利用、提供、保管から廃棄に至る一連の過程であり、取扱いの状況の確認及び見直し並びに情報漏えい等の事案へ対応するために、取扱状況に係る記録を記した台帳、システムログ等を整備するものとする。

なお、秘匿性が低い個人情報（特定個人情報等を除く。）については、業務日誌に記録するなどの方法に代えることも可能である。

- (2) 特定個人情報等の取扱状況に係る記録については、一定の期間保管し、定期又は必要に応じて随時に分析等を行うものとし、保護管理者は、分析等するための体制を整備するとともに、記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

なお、記録する項目として、次に掲げるものが考えられる。

ア 特定個人情報ファイル（特定個人情報等）の利用又は出力状況の記録

イ 公文書、電子媒体等の持ち出しの記録

ウ 特定個人情報ファイル（特定個人情報等）の削除又は廃棄の記録（個人番号自体は除く。）

エ 削除又は廃棄を委託した場合、これを証明する記録等

オ 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合は、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

- (3) 前記(2)オの記録の分析等としては、ログイン実績、アクセスログ等を定期及び必要に応じて随時に分析することやログと関連する書面の記録を照合し、確認する

ことが考えられる。

8 外的環境の把握（訓令第17条関係）

本条には、外国にあるクラウドサービス提供事業者が日本国内に所在するサーバに個人情報を保存する場合を含む。

9 個人番号の利用の制限（訓令第18条関係）

- (1) 「利用」とは、個人番号が記載された申請手続等の書類の受理、個人番号を用いた当該個人番号に係る者の情報の呼出し、情報の内部管理・保存、他の書類への個人番号の転記、データの入力等、番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年大分県条例第27号）に定められた行政手続で個人番号を用いる行為をいう。
- (2) 職員は、事務取扱担当者として指名された場合は、併せて特定個人情報等の利用目的を指定される。本条は、事務取扱担当者ではない職員だけでなく、事務取扱担当者であっても利用目的以外の目的で特定個人情報等を利用してはならないことを確認的に規定したものである。

10 個人番号の提供の求めの制限（訓令第19条関係）

- (1) 番号法第19条は、特定個人情報の提供を原則として禁止するとともに、一定の場合に例外を認めている。例外として特定個人情報の提供が認められる場合は、逆に提供を受ける県の機関（事務取扱担当者）にとっては、特定個人情報の提供を求めることができる場合であるが、警察において特定個人情報の提供を求めることができる場合は、次に掲げる場合に限定されている。

ア 個人番号利用事務等を処理するために必要な場合

イ 刑事事件の捜査が行われる場合及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年制令第155号）別表に掲げる手続が行われる場合（番号法第19条第15号）

ウ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（番号法第19条第16号）。

- (2) 本条は、事務取扱担当者ではない職員だけでなく、事務取扱担当者であっても個人番号利用事務等を処理するために必要な場合を除いて、特定個人情報等の提供を求めてはならないことを確認的に規定したものである。

なお、職員が「個人番号の提供を求め」とは、本人若しくはその代理人又は職員が所属する県の機関以外のものから個人番号を収集することである。

- (3) 個人番号の提供を義務付けられている者（申請書等に個人番号の記載が求められている者）から個人番号の提供を受けられない場合は、所得税法（昭和40年法律第33号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の法律で定められた義務であることを伝え、提供を求めるものとする。それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録し、保存するなどし、単なる義務違反でないこと、かつ、提供を受けたが紛失したのではないことを明確にしておくことが必要である。

11 特定個人情報ファイルの作成の制限（訓令第20条関係）

- (1) 事務取扱担当者として指名を受けた職員は、収集した個人番号を利用して様々な特定個人情報ファイルを作成することが可能であるが、認められた範囲を超えて特

定個人情報ファイルが作成された場合には個人の権利利益を侵害するおそれが高いことから、本条はこれを禁止するものである。

なお、事務取扱担当者以外の職員は、そもそも特定個人情報ファイルの作成を禁止されており、その前提行為である個人番号の収集・保管行為が番号法第20条（収集等の制限）違反及び訓令第19条違反となり得る。

- (2) 「個人番号利用事務等を処理するために必要な場合」とは、事務取扱担当者が、当該事務の処理として特定個人情報ファイルを作成する場合をいう。例えば、法定調書提出義務者である県の機関（事務取扱担当者）が、税務署に法定調書を提出するための事務に利用するため、職員の個人番号を含む特定個人情報ファイルを作成することは可能であるが、当該法定調書の提出とは関係がない人事管理事務において個人番号を利用することは認められない。

12 個人番号及び特定個人情報の収集・保管の制限（訓令第21条関係）

- (1) 番号法第19条は、特定個人情報の提供を原則禁止するとともに、一定の場合に例外を認めることとしている。例外として特定個人情報の提供が認められる場合には、提供を受ける者にとっては、これを収集し、保管することが必要であることが想定される。そこで、番号法第20条は、特定個人情報の提供が例外として認められる場合については、収集及び保管の制限についても例外としている。

このようなことから、本条は、事務取扱担当者として指名を受けた職員が、その事務の処理に必要な範囲を超えて特定個人情報等を収集し、保管することを始め、他に提供することを禁止するものである。

また、事務取扱担当者でない職員が、本人の確認書類として個人番号カードの提示を受けた場合において、表面の写真等の確認以外に、裏面に記載された個人番号を書き取り、収集し、保管し、及び提供することを禁止するものである。例えば、研修講師に係る講演料の支払いに伴う税法上の法定調書の作成が必要な場合において、講師から個人番号が記載された書類等を受け取る担当者と支払調書作成事務を行う担当者が異なるときは、書類等を受け取る担当者は、支払調書作成事務を行う担当者にできるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし、その書類を転記し、複写するなどにより自分の手元に講師の個人番号を残してはならない。

なお、特定個人情報等のうち個人番号部分を復元できない程度にマスキングし、又は削除すれば個人情報保護法が適用される一般の保有個人情報となるので、個人情報保護法第69条に従うこととなる。

- (2) 特定個人情報等の提供を求められた場合においては、その提供を求める根拠が、番号法第19条各号に該当するものかどうかをよく確認し、同条各号に該当しないときは、特定個人情報等を提供してはならない。

13 取扱区域（訓令第22条関係）

特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（取扱区域）においては、事務取扱担当者以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意し、必要な措置を講ずる必要がある。具体的な措置としては、来客スペースから特定個人情報等に係る書類やパソコンの画面が見えないような各種の工夫として、壁又はパーテーション等の設置、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所や後ろからのぞき見される可能

性が低い場所への座席配置等が考えられる。

第6 物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置（訓令第23条関係）

- 1 保有個人情報等を取り扱う情報システムに係る物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置については、大分県警察における情報セキュリティに関する規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第20号）のほか警察共通基盤システム等運営要綱（令和5年7月12日付け大通達甲（警）第16号別添）等警察情報セキュリティポリシーに定めるところにより行うものとする。
- 2 「情報システム」とは、ハードウェア及びソフトウェアから構成されるシステムで、情報処理及び通信の用に供するものをいい、国又は県（県警察を含む。）が調達し、又は開発するもの（管理を外部委託しているシステムを含む。）をいう。

第7 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

1 保有個人情報等の提供（規程第11条及び訓令第24条関係）

- (1) 本条は、保有個人情報の提供先が県の機関及び県が設立した地方独立行政法人以外の者であるときには、個人情報保護法第70条の規定に基づき、保有個人情報の受領者に対して適切な管理のための必要な措置を講ずることを求めるものである。
- (2) 必要な措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去、返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求、当該保有個人情報について訂正決定（個人情報保護法第93条第1項）を行った場合において提供先に対して訂正に必ずべき旨を求めること等が考えられる。

2 業務の委託等（規程第12条及び訓令第25条関係）

- (1) 個人情報の「適切な管理を行う能力」は、プライバシーマークやI SMS（JIS Q 27001(ISO/IEC 27001)）の認証取得の有無、過去の実績等により判断することを徹底し、「必要な措置」としては、入札参加資格に個人情報を適正に管理する能力として、「プライバシーマークの付与を認定された者であること、又はプライバシーマーク相当の個人情報保護のマネジメントシステムを構築し、又は維持している者であること」、「委託業務を遂行する組織において、JIS Q 27001(ISO/IEC 27001)等の認証を取得した者であること」等を条件とすることが考えられる。
- (2) 規程第12条第2項及び訓令第25条第2項の第1号から第8号については、機密情報及び個人情報の取扱いを伴う業務の委託基準(令和5年3月31日付け大通達甲(警務)第16号ほか別添)別添1及び別添2において、それぞれ明記している。

なお、委託先における個人情報の管理の状況の把握については、契約内容の遵守状況の報告、委託先に対して随時に行う実地の監査、調査等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することも含め、適切に評価する必要がある。

また、規程第12条第2項及び訓令第25条第2項の第2号の「再委託の制限」については、個人情報保護法第66条第2項第5号が再委託をすることを認めた上で、再委託を受けた者に対して行政機関等と同様の安全管理措置を講ずることを義務づけていることから規定されたものである。

- (3) 番号法第11条は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託した者に対し、当該

委託に係る特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する監督義務を課している。

訓令第25条第3項は、この規定を受けて設けたものであり、「行政機関が果たすべき措置と同等の措置」とは、具体的には、委託先の設備、技術水準、従業員に対する監督・教育の状況その他委託先の経営環境等について、あらかじめ確認することをいう。

- (4) 番号法第11条第1項の「必要かつ適切な監督」として、委託契約の中に、訓令第25条第3項第1号から第4号までに掲げる項目（事業所内からの特定個人情報等の持ち出しの禁止、特定個人情報等を取り扱う従業員の明確化と従業員の監督・教育を行うこと、契約内容が遵守されていることについて定期的に報告を受けること及び委託先に対する実地調査を必要に応じて行うこと）等を明記する必要がある。

- (5) 番号法第11条違反の行為については、個人情報保護委員会による勧告の対象となる。
また、勧告に従わなかった場合又は勧告がなされていなくても緊急に措置をとる必要がある場合は、是正命令の対象となり、この命令に反した場合には、番号法第53条により刑事罰の対象となる。

- (6) 個人情報保護法第66条第2項第5号は、保有個人情報の取扱いに係る業務等を委託した者に対し、当該委託に係る保有個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者だけでなく、再委託及び再々委託を受けた者等、全ての段階における委託について同様に安全管理措置義務を課している。規程第12条第5項及び訓令第25条第7項は、これを受けて規定したものである。

なお、再委託の諾否については、文書等により記録として残すものとする。

また、個人情報を取り扱う事務等には該当しないが、保有個人情報等を取り扱う情報システムの保守サービス業務や保有個人情報等が含まれる紙簿冊の配送・廃棄業務等があり、これらの業務においても取扱いが不適切な場合、情報漏えい等が発生するおそれがあることから、同様の対応が必要である。

- (7) 番号法第11条は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託した者に対し、当該委託に係る特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者だけでなく、再委託及び再々委託を受けた者等、全ての段階における委託について同様に監督義務を課している。訓令第25条第8項は、これを受けて規定したものである。

特定個人情報の「適切な安全管理」とは、訓令第25条第3項の「行政機関が果たすべき措置と同等の措置」とほぼ同様に、再委託先の設備、技術水準、従業員に対する監督・教育の状況その他再委託先の経営環境等について、あらかじめ確認することをいい、その上で、再委託の諾否を判断するものとする。

なお、再委託の諾否については、文書等により記録として残すものとする。

また、個人番号利用事務等には該当しないが個人番号利用事務等の取扱いに係る業務として、特定個人情報等を取り扱う情報システムの保守サービス業務や特定個人情報等が含まれる紙簿冊の配送・廃棄業務等があり、これらの業務においても特定個人情報等の取扱いが不適切な場合、情報漏えい等が発生するおそれがあることから、同様の対応が必要である。

第8 安全管理上の問題への対応

- 1 事案の報告及び再発防止措置（規程第13条及び訓令第26条関係）
 - (1) 「その他の安全管理の上で問題となる事案」としては、個人情報保護法又は番号法違反の事案（そのおそれのある事案を含む。）等が考えられる。
 - (2) 保有個人情報等の中には、例えば申請書類に添付する医療機関における診断書といった、本人にとって非常に秘匿性の高い情報が含まれるものがある。このような個人の権利利益を侵害するおそれ大きい保有個人情報等が漏えい等した事案等、保護管理者が重大と認める事案又はそのおそれのある事案と判断した場合は、直ちに総括責任者に（事案によっては、同時に最高総括責任者にも）報告しなければならない。
- 2 法に基づく報告及び通知（規程第14条及び訓令第27条関係）
 - (1) 本条は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）に関する対応について、確認的に規定したものである。
 - (2) 行政機関の長等にあつては、個人情報保護委員会規則において、要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等、財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等及び不正の目的をもって行われたおそれのある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態について、その人数を問わず対象となっている点に留意しなければならない。
 - (3) 個人情報保護法第68条第1項において、保有個人情報の漏えい等に関する報告として「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。」と定められている。

また、個人情報保護委員会規則には、保有個人情報の漏えい等事案等の個人情報保護委員会への報告を含めて地方公共団体が講ずる必要な措置が定められている。
 - (4) 個人情報保護法第68条第1項の「個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」とは、同規則で定められた次に掲げる事態である。
 - ア 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - イ 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ウ 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - エ 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (5) 保有個人情報の漏えい等事案等が発生した場合は、別に定めるところにより個人情報保護委員会に対して報告を行うものとする。

第9 監査及び点検の実施

1 監査（訓令第29条関係）

監査責任者は、監査の結果、改善の必要が認められる場合には、必要な措置を講ずるものとする。

2 評価及び見直し（規程第17条及び訓令第31条関係）

不正アクセスはますます高度化及び巧妙化しており、万全なはずの対策もすぐに時代遅れとなることから、必要に応じて「見直し等の措置」を講ずるものとする。

「見直し等の措置」として、例えば、個人情報^{じん}の収集システム及び保管・照会システムの改修、不正アクセス・漏えい対策の強靱化等が考えられる。

第10 補則（規程第18条及び訓令第32条関係）

1 本条は、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号。以下「特定個人情報保護委員会規則」という。）に関する対応について、確認的に規定したものである。

特に、地方公共団体にあつては、特定個人情報保護委員会規則において、個人番号利用事務等を処理するために使用する情報システムで管理される特定個人情報が漏えい等した事態が規定されているため、職員の特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態について、その人数を問わず対象となっている点に留意しなければならない。

2 番号法第29条の4において、特定個人情報の漏えい等に関する報告として「個人番号利用事務等実施者は、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない。」と定められている。

また、特定個人情報保護委員会規則には、特定個人情報の漏えい等事案等の個人情報保護委員会への報告を含めて地方公共団体が講ずる必要な措置が定められている。

3 番号法第29条の4第1項の「個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」とは、特定個人情報保護委員会規則で定められた次に掲げる事態である。

(1) 次のアからウまでに掲げる特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ア 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

イ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ウ 地方公共団体等が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム及び地方公共団体等から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

(2) 次のアからウまでに掲げる事態

- ア 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - イ 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態
 - ウ 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態
- (3) 個人番号利用事務実施者等の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態
- (4) 次のアからウまでに掲げる特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
- ア 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報
 - イ 番号法第9条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報
 - ウ 番号法第19条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報
- 4 特定個人情報の漏えい等事案等が発生した場合は、別に定めるところにより個人情報保護委員会に対して報告を行うものとする。

(警 務 課 情 報 係)

(総 務 課 公 安 委 員 会 補 佐 係)

(情 報 管 理 課 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 係)